平成２８年（フ）第１２３号
新潟県長岡市寺泊上田町9769番地61　マンションピア417号室、前住所新潟県長岡市寺泊磯町7454番地
債務者　山本　純子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
新潟県柏崎市西山町新保895番地
債務者　室星　　守
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１７１２号
札幌市北区新琴似６条13丁目４番22―２号
債務者　魚住香織里
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７３２号
札幌市手稲区前田６条15丁目１番25号
債務者　有吉　順子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８１３号
札幌市豊平区平岸４条２丁目１番９号　フォレスト豊平公園205号
債務者　北川　裕隆
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９０３号
札幌市中央区北４条西20丁目２番７―903号
債務者　藤野　政美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９５９号
札幌市白石区東札幌１条４丁目２番25号　セゾンＡ―203号
債務者　藤田　正和
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２号
北海道虻田郡倶知安町北４条東４丁目３番地82　グループホームえがお
債務者　三浦　博之
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第１７６号
釧路市桜ケ岡６丁目15番48号　コーポ川津202
債務者　佐田　　桂
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２０６号
釧路市川北町３番24号　メゾンガディスⅡ102号
債務者　伊賀　敏明
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２８号
群馬県沼田市利根町老神641番地　市営住宅老神団地　Ａ―１号
債務者　髙橋美智子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第５７６号
埼玉県入間市大字仏子1155番地８　サンビレッジ仏子Ｂ―101、前住所埼玉県日高市高麗川２丁目22番地１　Ｐａｌサンアイ102
債務者　杉田　達也
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８６４号
京都府京田辺市三山木西ノ河原52番地３　カーサプラシード105
債務者　上田　耕士
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９９２号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１―６棟1011号
債務者　花田　麻紀
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１８号
京都市伏見区小栗栖中山田町16番地29
債務者　上野　麻紀
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３９号
京都市伏見区羽束師鴨川町47―15、住民票上の住所京都市南区吉祥院石原開町32番地
債務者　島田　梨沙
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６５号
京都市中京区西ノ京右馬寮町12番地４　プレサンスロジェ京都二条　405号
債務者　末吉　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係